

議案第 92 号

三田市まちづくり協働センター条例の一部を改正する条例の制定について

三田市まちづくり協働センター条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 26 年 11 月 28 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市まちづくり協働センター条例の一部を改正する条例

三田市まちづくり協働センター条例（平成17年三田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号を次のように改める。

(4) 消費生活センター

第3条の2の表第3号中「行政サービスコーナー」を「消費生活センター及び行政サービスコーナー」に改める。

第3条の3の表中

「

| | |
|--------------|------------------|
| (3) 前2号以外の施設 | 12月29日から翌年1月3日まで |
|--------------|------------------|

を

」

「

| | |
|--------------|------------------------------------|
| (3) 消費生活センター | ア 毎月奇数週の土曜日 |
| | イ 日曜日 |
| | ウ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 |
| | エ 12月29日から翌年1月3日（ウに掲げる日を除く。） |
| (4) 前3号以外の施設 | 12月29日から翌年1月3日まで |

に

」

改める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。